

糸島市補助金設計書

所管課

人権・男女共同参画推進課

補助金名称	市人権・同和教育推進協議会各支部補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市人権・同和教育推進補助金交付規程、糸島市人権・同和教育推進協議会規約、部落差別解消推進法

〔長期総合計画体系〕

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 3 __人権・同和教育の推進

施策⑧__人権問題解決のための啓発活動を推進する

1 補助の目的

市人権・同和教育推進協議会は、糸島市民に自由平等の思想を啓発し、基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の正しい認識を高め、一切の差別を許さない市民の形成をめざし、人権・同和教育の推進及び啓発事業の推進を図ることを目的とし、支部を各校区に、支部事務局を各公民館に置いて、各支部が行う事業に補助金を交付する。

2 成果指標

成果指標：人権映画祭の参加者数の増（平成28年度1,788人）
目標値：映画祭参加者（令和2年度事業において）平成28年度比40%の増

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業

市人権・同和教育推進協議会各支部事業（講演会、研修会、映画祭等）

補助対象者

糸島市市人権・同和教育推進協議会各支部

4 補助対象(外)経費

補助対象経費

- ・会議費
- ・事務費
- ・研修費
- ・広報費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率：100%

補助限度額：3,745千円

積算根拠：補助対象経費における活動に要する経費

※市人権・同和教育推進協議会各支部補助金は、糸島市人権・同和教育推進協議会規約第6条で設置する人権・同和教育推進協議会各支部の事業補助で、本市の人権・同和教育の推進に公益性が高く、市の施策に必要なものであり、また、同規約第9条では市同協の経費は、市費及びその他の収入を持って充てるとしているが自主財源はなく、補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できない補助率の例外を適用しなければ、補助目的を十分に実現できないため。

6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度まで